

平成24年6月20日判決言渡・同日判決原本領収 裁判所書記官 遠藤 徹

平成24年(ハ)第587号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月9日

判 決

原 告

同訴訟代理人司法書士

同

同

車 塚 潤

泉 井 愛 子

品 川 真 範

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 告

同代表者代表取締役

主

プロミス株式会社

久 保 健

文

- 1 被告は、原告に対し、金15万5293円及び内金14万9886円に対する平成14年8月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 被告は、貸金を業とする株式会社であるが、原告は平成10年2月20日、被告から5000円を借入れ、以後平成14年8月21日まで別紙利息制限法に基づく法定金利計算書記載のとおり、借入れと返済を繰り返したが、これを利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、平成14年8月21日段階

で金14万9886円の過払金が発生し、被告は、原告の損失によって同額の利得を得た。

(2) 被告は、貸金業者であり、貸金業に関する法律実務について十分知りうる立場にあるから、悪意の受益者である。

2 被告の主張

(1) 請求棄却申し立て

(2) 被告との取引履歴については、被告開示のものと一致する限度で認めるが、原告との最終取引は平成13年12月1日である。平成14年8月21日は、お釣りを返金をしたもので、取引はしていない。

(3) 本件取引は、基本契約の取引終了日から10年が経過したから、消滅時効を援用する。

(4) その余の事実については、否認ないし争う。

3 原告の主張

(1) 平成13年12月1日の弁済以降も、原告が被告に申し込めば以前と同一の条件で新たな借入れをすることが可能な状況であったから、借主である原告が基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点は平成14年8月21日で、同日が時効の起算点である。

(2) 被告の消滅時効の援用は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 お取引照合表（甲1号証）によれば、原告と被告との間に請求の原因記載の取引があったことが認められる。

2 本件の争点は、原告と被告との間の基本契約に基づく取引の終了日である。過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について、特段の事情のない限り同取引が終了した時点から進行すると解される（最高裁第一小法廷平成21年1月22日判決参照）、本件訴えの

提起は平成24年3月12日であるから、取引終了日を被告主張のように平成13年12月1日とすれば、原告の被告に対する本件過払金返還請求権は、被告の消滅時効の援用によって消滅することになる。

- 3 お取引照合表（甲1号証）によれば、平成14年8月21日に被告は原告に216円の振込をしたことが認められる。被告は、これはお釣りの返却にすぎないから基本契約に基づく取引とはならず、取引の終了日は、最終弁済日である平成13年12月1日であると主張する。

しかしながら、被告は、平成14年8月21日の216円の振込をお取引照合表（甲1号証）への最終記載として債権管理をしていることが認められる。これが被告主張のように、単なるお釣りの返却だとすれば、それは最終弁済日から数日以内に精算できたはずのものである。それが、半年以上先の日付になっていることは、被告において、原告から更なる借入の申込みがなされるなど、継続的金銭消費貸借取引継続への期待があったからと解される。他に基本契約書の返還の有無やカードが発行されていた場合の失効手続の有無といった基本契約の終了を裏付ける事情が何ら主張、立証されていない本件においては、少なくとも被告にとっては、平成14年8月21日までは継続的金銭消費貸借取引は継続していたと解するのが合理的であって、平成13年12月1日に本件取引が終了したとする被告の主張は、こうした被告の態度に反して認められない。

したがって、本件訴え提起日である平成24年3月12日は、取引終了日から未だ10年は経過していないから、原告の本件訴えの提起により不当利得金返還請求権の消滅時効は中断したと解される。

- 4 被告は、貸金業者で、貸金業に関する法律実務について十分知りうる立場にあったから、平成18年法律第115号による改正前の貸金業等の規制に関する法律43条1項の適用がなければ悪意の受益者と推定されるところ、同条項の主張、立証はない。また、同条項の適用があるとの認識を有するに至ったこ

とについてやむを得ないといえる特段の事情も認められないから、被告は、悪意の受益者と認める。

仙 台 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 山 崎 潤 一

利息制限法に基づく法定金利計算書

債務者



過払利率

5%

業者名

プロミス株式会社

	取引日	借入額	返済額	利率	日数	遅延	利息	遅延損害金	元金充当額	残元金	未払利息	過払金の利息
1	H10.02.20	5,000		20	0	0	0	0	0	5,000	0	0
2	H10.02.22	20,000		20	2	0	5	0	0	25,000	5	0
3	H10.02.24	5,000		20	2	0	27	0	0	30,000	32	0
4	H10.02.26		30,000	20	2	0	32	0	29,936	64	0	0
5	H10.02.27	30,000		20	1	0	0	0	0	30,064	0	0
6	H10.03.02		21,000	20	3	0	49	0	20,951	9,113	0	0
7	H10.03.12	200,000		20	10	0	49	0	0	209,113	49	0
8	H10.03.18	90,000		18	6	0	618	0	0	299,113	667	0
9	H10.03.19		20,000	18	1	0	147	0	19,186	279,927	0	0
10	H10.04.19		20,000	18	31	0	4,279	0	15,721	264,206	0	0
11	H10.04.27		10,000	18	8	0	1,042	0	8,958	255,248	0	0
12	H10.05.05	42,000		18	8	0	1,007	0	0	297,248	1,007	0
13	H10.05.25		10,000	18	20	0	2,931	0	6,062	291,186	0	0
14	H10.06.28		10,000	18	34	0	4,882	0	5,118	286,068	0	0
15	H10.07.19	1,000		18	21	0	2,962	0	0	287,068	2,962	0
16	H10.07.25		10,000	18	6	0	849	0	6,189	280,879	0	0
17	H10.08.09	10,000		18	15	0	2,077	0	0	-290,879	2,077	0
18	H10.08.27		10,000	18	18	0	2,582	0	5,341	285,538	0	0
19	H10.09.27		10,000	18	31	0	4,365	0	5,635	279,903	0	0
20	H10.10.27		10,000	18	30	0	4,141	0	5,859	274,044	0	0
21	H10.11.03	30,000		18	7	0	946	0	0	304,044	946	0
22	H10.11.11	30,000		18	8	0	1,199	0	0	334,044	2,145	0
23	H10.11.15	10,000		18	4	0	658	0	0	344,044	2,803	0
24	H10.11.24	20,000		18	9	0	1,526	0	0	364,044	4,329	0
25	H10.11.26		15,000	18	2	0	359	0	10,312	353,732	0	0
26	H10.12.13	10,000		18	17	0	2,965	0	0	363,732	2,965	0
27	H10.12.18	19,000		18	5	0	896	0	0	382,732	3,861	0
28	H10.12.20	10,000		18	2	0	377	0	0	392,732	4,238	0
29	H10.12.25		15,000	18	5	0	968	0	9,794	382,938	0	0
30	H11.01.25		15,000	18	31	0	5,854	0	9,146	373,792	0	0
31	H11.02.08	5,000		18	14	0	2,580	0	0	378,792	2,580	0
32	H11.02.15	3,000		18	7	0	1,307	0	0	381,792	3,887	0
33	H11.02.15	5,000		18	0	0	0	0	0	386,792	3,887	0
34	H11.02.18	2,000		18	3	0	572	0	0	388,792	4,459	0
35	H11.02.22	15,000		18	4	0	766	0	0	403,792	5,225	0
36	H11.02.25		20,000	18	3	0	597	0	14,178	389,614	0	0
37	H11.03.05	30,000		18	8	0	1,537	0	0	419,614	1,537	0
38	H11.03.26		20,000	18	21	0	4,345	0	14,118	405,496	0	0
39	H11.04.09	3,000		18	14	0	2,799	0	0	408,496	2,799	0
40	H11.04.10	2,000		18	1	0	201	0	0	410,496	3,000	0
41	H11.04.14	10,000		18	4	0	809	0	0	420,496	3,809	0
42	H11.04.19	10,000		18	5	0	1,036	0	0	430,496	4,845	0
43	H11.04.21	5,000		18	2	0	424	0	0	435,496	5,269	0
44	H11.04.26		20,000	18	5	0	1,073	0	13,658	421,838	0	0
45	H11.05.04	6,000		18	8	0	1,664	0	0	427,838	1,664	0
46	H11.05.08	5,000		18	4	0	843	0	0	432,838	2,507	0
47	H11.05.10	5,000		18	2	0	426	0	0	437,838	2,933	0
48	H11.05.12	10,000		18	2	0	431	0	0	447,838	3,364	0
49	H11.05.28		30,000	18	16	0	3,533	0	23,103	424,735	0	0
50	H11.06.28		30,000	18	31	0	6,493	0	23,507	401,228	0	0
51	H11.07.26		30,000	18	28	0	5,540	0	24,460	376,768	0	0
52	H11.08.21	10,000		18	26	0	4,830	0	0	386,768	4,830	0
53	H11.08.24	5,000		18	3	0	572	0	0	391,768	5,402	0
54	H11.08.30		30,000	18	6	0	1,159	0	23,439	368,329	0	0
55	H11.09.23	20,000		18	24	0	4,359	0	0	388,329	4,359	0
56	H11.09.25		30,000	18	2	0	383	0	25,258	363,071	0	0
57	H11.10.20	10,000		18	25	0	4,476	0	0	373,071	4,476	0
58	H11.10.26	50,000		18	6	0	1,103	0	0	423,071	5,579	0
59	H11.11.02		50,000	18	7	0	1,460	0	42,961	380,110	0	0
60	H11.11.29		20,000	18	27	0	5,061	0	14,939	365,171	0	0
61	H11.12.19	20,000		18	20	0	3,601	0	0	385,171	3,601	0
62	H11.12.23	10,000		18	4	0	759	0	0	395,171	4,360	0

利息制限法に基づく法定金利計算書

	取引日	借入額	返済額	利率	日数	遅延	利息	遅延 損害金	元金 充当額	残元金	未払 利息	過払金の 利息
63	H11.12.28		20,000	18	5	0	974	0	14,666	380,505	0	0
64	H12.01.31		20,000	18	34	0	6,364	0	13,636	366,869	0	0
65	H12.02.22	3,000		18	22	0	3,969	0	0	369,869	3,969	0
66	H12.02.26		20,000	18	4	0	727	0	15,304	354,565	0	0
67	H12.03.17	20,000		18	20	0	3,487	0	0	374,565	3,487	0
68	H12.04.04		20,000	18	18	0	3,315	0	13,198	361,367	0	0
69	H12.05.01		20,000	18	27	0	4,798	0	15,202	346,165	0	0
70	H12.05.22	30,000		18	21	0	3,575	0	0	376,165	3,575	0
71	H12.06.01		15,000	18	10	0	1,849	0	9,576	366,589	0	0
72	H12.06.26		15,000	18	25	0	4,507	0	10,493	356,096	0	0
73	H12.08.02		15,000	18	37	0	6,479	0	8,521	347,575	0	0
74	H12.09.01		15,000	18	30	0	5,128	0	9,872	337,703	0	0
75	H12.09.30		20,000	18	29	0	4,816	0	15,184	322,519	0	0
76	H12.10.31		20,000	18	31	0	4,917	0	15,083	307,436	0	0
77	H12.11.27		15,000	18	27	0	4,082	0	10,918	296,518	0	0
78	H13.01.05		15,000	18	39	0	5,689	0	9,311	287,207	0	0
79	H13.01.30		10,000	18	25	0	3,540	0	6,460	280,747	0	0
80	H13.03.01		15,000	18	30	0	4,153	0	10,847	269,900	0	0
81	H13.03.31		15,000	18	30	0	3,993	0	11,007	258,893	0	0
82	H13.04.07	5,000		18	7	0	893	0	0	263,893	893	0
83	H13.04.15	10,000		18	8	0	1,041	0	0	273,893	1,934	0
84	H13.04.29		15,000	18	14	0	1,890	0	11,176	262,717	0	0
85	H13.06.01		20,000	18	33	0	4,275	0	15,725	246,992	0	0
86	H13.06.29		50,000	18	28	0	3,410	0	46,590	200,402	0	0
87	H13.07.31		100,000	18	32	0	3,162	0	96,838	103,564	0	0
88	H13.08.11	20,000		18	11	0	561	0	0	123,564	561	0
89	H13.08.31		30,000	18	20	0	1,218	0	28,221	95,343	0	0
90	H13.10.01		20,000	18	31	0	1,457	0	18,543	76,800	0	0
91	H13.10.31		15,000	18	30	0	1,136	0	13,864	62,936	0	0
92	H13.12.01		214,000	18	31	0	962	0	213,038	-150,102	0	0
93	H14.08.21	216		18	263	0	0	0	0	-149,886	0	0

合計
5,407

これは正本である。

平成24年6月25日

仙台簡易裁判所

裁判所書記官 遠藤

